

## 目次

はしがき	i
著者はしがき	ii
本書の使い方	viii

### 倒産法

第1編 倒産法の目的	2
第1章 倒産法制の必要性	2
第2章 破産手続の概要	4
第2編 破産手続の開始	6
第1章 破産能力	6
第2章 破産手続開始原因	6
第3章 破産手続開始申立て	12
第4章 破産手続開始決定	16
第3編 破産手続の機関と利害関係人	24
第1章 破産管財人	24
第2章 その他の機関等	28
第3章 破産手続の利害関係人	30
第4編 破産財団とその確保	32
第1章 破産財団の意義と性質	32
第2章 否認権	34
第3章 法人の役員の実任追及等	48
第4章 担保権の消滅・商事留置権の消滅	50
第5編 法律関係の整理	52
第1章 契約関係の整理	52
第2章 係属中の手続関係の整理	60
第6編 破産者に対する権利	62
第1章 破産債権	62

第2章 財団債権	68
第3章 取戻権	70
第4章 別除権	70
第5章 相殺	76
第6章 租税等の扱い	84
<b>第7編 破産債権の行使</b>	<b>86</b>
第1章 破産手続の届出・調査・確定	86
第2章 破産財団の管理・換価	88
第3章 配当	88
第4章 配当終結以外の破産手続終了原因	90
<b>第8編 免責</b>	<b>92</b>
第1章 免責	92
<b>第9編 民事再生法</b>	<b>98</b>
第1章 民事再生法の特徴と全体像	98
第2章 破産法と民事再生法の対比 ～手続の概要～	98
第3章 破産法と民事再生法の対比 ～申立てから開始決定・開始決定の効果について～	102
第4章 破産法と民事再生法の対比 ～業務執行及び財産管理について～	104
第5章 破産法と民事再生法の対比 ～債権の種類及びその行使について～	108
第6章 破産法と民事再生法の対比 ～再生計画～	114
第7章 特別な民事再生手続	122

## 手続条文編

<b>破産法</b>	<b>126</b>
第1章 破産手続の開始	126
第2章 破産債権の届出・調査・確定	128
第3章 財産管理・財産換価	130
第4章 配当	132
第5章 破産手続の終了	132
第6章 免責	134
<b>民事再生法</b>	<b>138</b>
第1章 再生手続の開始	138
第2章 再生債権の届出・調査・確定	140
第3章 業務遂行・財産管理処分	142
第4章 再生計画案の提出・決議・認可	144
第5章 再生計画認可後の手続	146
第6章 その他の手続	148

## 実践編

<b>破産法</b>	<b>152</b>
司法試験 倒産法 平成28年 第1問	152
<b>民事再生法</b>	<b>159</b>
司法試験 倒産法 平成28年 第2問	159

判例索引 167

## 本書の使い方

### 問題ランク

▲は学習初期から必ず押さえてほしい基本的な問題を、  
●はそれ以上のレベルの問題を表します。  
1周目は▲だけを、2周目は●を中心に問題を解いて  
いくと学習を効率的に進められます。

【左側：問題】

### チェックボックス

解き終わったらチェックし  
て日付を記入しましょう。

### 問題文

基本・重要論点を順序立て  
て端的に問う内容となっ  
ています。

### 通し番号

単元ごとの通し番号です。  
「今日は何番まで」等、目  
標設定にお役立てください。

アガールの総合講義1問1答

第3編 破産手続の機関と利害関係人

第1章 破産管財人

1. **A** 破産手続開始によって債務者たる破産者の財産の管理  
処分権が誰に帰属するかについて、条文を指摘しつつ説  
明しなさい。

2. **B** 破産管財人の義務について条文を指摘しつつ説明しな  
さい。

3. **A** 敷金返還請求権の一部に質権を設定した者がのちに破  
産した後、破産管財人が賃料を払わないことを選択した  
結果、敷金返還請求権の価格が減少した。この対応が破  
産管財人の善管注意義務違反に当たる余地があるかにつ  
いて説明しなさい。

4. **A** 動産の売主が動産売買の先取特権の物上代位として転  
売代金債権を仮差押えした後に買主である債務者が破産  
し、本差押命令が破産管財人に送達される前に破産管財  
人が当該債権の供託金の払渡しを受けた場合における破  
産管財人の不法行為責任の有無について説明しなさい。

5. **B** 破産管財人の職務のうち、①破産財団の管理②破産財  
団の換価③破産財団の配当について関連する条文を挙げ  
なさい。

6. **B** 破産管財人の費用及び報酬について条文を指摘しつつ  
説明しなさい。

24 問題

### キーワードを赤文字化

答案で実際に書くことを想定して、特に覚えておきたい  
キーワードなどを赤文字にし、赤シートで隠してチ  
ェックすることができます。

【右側：解答】

倒産法

第3編 破産手続の機関と利害関係人

第1章 破産管財人

1. 破産管財人に破産財団に属する財産の管理処分権が帰属し（破78条1項）、これ  
により、破産者は破産財団に属する財産について、管理処分権を失う（破47条1  
項参照）。

2. 善管注意義務（破85条1項）、従業員等に対する情報提供努力義務（破86条）、  
裁判所に対する計算の報告義務（破88条1項）、事件全体の報告義務（破157条  
1項）、管財事務の進捗状況に関わる報告義務（破157条2項）などが挙げられる。

3. 判例（最判平18.12.21）は、質権設定者は質権者に對し当該債権の担保価値を  
維持すべき義務を負い、破産管財人はその質権設定者の担保価値維持義務を承継  
するとしている。ただし、破産管財人が本件行為について裁判所の許可を得ていた  
ような場合には、破産管財人の善管注意義務違反については認めない。

4. 裁判例（東京地判平3.2.13）は、この場合、物上代位権が消滅するとしただうえで、  
動産売買先取特権が目的動産に対する追及力を欠いた弱い担保権であること、公示  
方法も十分でなく他の債権者等の利益を害する恐れも強く、転売代金がすでに回収  
されているか否かといった偶然の事情により優先権の存否が左右され不公平な結果  
を招く恐れがあること等から、破産管財人には先取特権を保存すべき法律上の義務  
はなく、上記払渡しを受けた行為は善管注意義務に違反しないとしている。

5. ①破産財団の管理→破79条、173条、53条、80条等  
②破産財団の換価→破184条以下  
③破産財団の配当→破193条以下

6. 破産管財人は費用の前払と報酬を受けることができる（破87条1項）。これらの  
請求権は裁判所の決定に基づいて発生し、財団債権とされる（破148条1項2号）。

3 破産手続の機関と利害関係人

解答  
論文式試験で記載すること  
になる知識をまとめた内容  
になっています。

判例  
重要判例については、判例  
年月日を記載しています。  
「最判平18.12.21」は、「最  
高裁判所判決平成18年12  
月21日」を表します。

インデックス  
現在学習中の部分が一目瞭  
然です。

25 解答



倒産法



## 第1編 倒産法の目的

## 第1章 倒産法制の必要性

/  /  / 1. **A** 倒産法の目的について説明しなさい。

/  /  / 2. **A** 破産法1条について説明しなさい。

/  /  / 3. **A** 民事再生法1条について説明しなさい。

/  /  / 4. **A** 清算型手続について説明しなさい。

/  /  / 5. **A** 再生型手続について説明しなさい。

/  /  / 6. **B** 再生型手続の代表例を2つ説明しなさい。

## 第1編 倒産法の目的

## 第1章 倒産法制の必要性

1. ① 総債権者の公平な満足  
② 債務者の経済的再起再生

2. この法律は、支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めること等により、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的とする。

3. この法律は、経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする。

4. 倒産者の財産を全て換価し、それを債権者に配分する。

5. 倒産者が行っている事業が創出する価値に着目し、それを債権者に公平に配分する。

6. ① 民事再生法 (自然人及び法人を対象)  
② 会社更生法 (株式会社のみを対象)

---

## 第2章 破産手続の概要

---

- / 1. **A** 破産手続の概要について説明しなさい。  
 /  
 /
- 

---

## 第2章 破産手続の概要

---

1. (前提として、破産者を中心とした実体法上の権利関係が存在する)。  
↓  
破産手続が裁判所によって開始される。もっとも、これと同時に、**免責手続**が開始されることがある。  
↓  
**破産管財人**が、破産者には破産債権者に対して配ることができる財産がどれだけあるかを精査し、その財産を債権者に配れる形(金銭)にする。そして、これと同時に並行的に、破産債権者がどのくらいの数いて、その債権額は各々いくらのかを確定していく。  
↓  
実際に破産債権者に対していつ、どのくらいの額を配るのかを決める。  
↓  
破産手続を終了させ、破産者などの法的な状態を破産手続開始前に戻す。**免責手続**があれば、許可不許可の決定がなされる。
-

## 第2編 破産手続の開始

## 第1章 破産能力

- /  /  / 1. **B** 破産能力について説明しなさい。

- /  /  / 2. **B** 破産能力が認められる対象について説明しなさい。

## 第2章 破産手続開始原因

- /  /  / 1. **A** 個人たる債務者についての破産手続開始原因を条文を指摘しつつ説明しなさい。

- /  /  / 2. **A** 法人たる債務者についての破産手続開始原因を条文を指摘しつつ説明しなさい。

## 第2編 破産手続の開始

## 第1章 破産能力

1. **破産手続開始決定を受け得る資格。**

2. 破産法13条により、民事訴訟の当事者能力に関する規定に従って、**個人・法人・法人でない社団等**に破産能力が認められる（民事訴訟法28条、29条）。また、破産法上、**相続財産・信託財産**にも破産能力が認められている（破222条以下、244条の2以下）。法人については、**公益的な公法人**であっても、清算の必要性が認められる限りにおいて、破産能力が認められるとされている。また、**民法上の組合**については、**民法が破産を予定していること**（民法685条以下）、清算人の職務権限については法人清算人の職務権限規定が準用されること（民法688条1項、破78条）などを理由に、破産能力を認める見解が有力説である。  
なお、判例（大決昭12.10.23）は財産区の破産能力を否定している。

## 第2章 破産手続開始原因

1. 破産手続開始申立てがあり、**支払不能**が認められると、破産手続開始決定がされる（破15条1項）。
2. 法人たる債務者については、破産手続開始原因は**支払不能**又は**債務超過**である（破16条1項）。

- / **3. A** 支払不能について説明しなさい。  
 /  
 /

- / **4. A** 不法行為に基づく損害賠償請求権が多数あり、その格別の債権額や合計の債権額の詳細が不明な場合に、支払不能を認め得るかについて説明しなさい。  
 /  
 /

- / **5. A** いまだ弁済期には至っていないが、弁済期は間近であり、弁済期が訪れたならば確実に支払不能になる場合であっても、なお弁済期が未到来の間は支払不能ではないと考えるべきかについて説明しなさい。  
 /  
 /

- / **6. A** 支払停止について説明しなさい。  
 /  
 /

- / **7. A** 手形の不渡りが支払停止となるかについて説明しなさい。  
 /  
 /

- 3.** 支払不能とは、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」をいう（破2条11項）。

※支払能力とは、資金を調達し弁済をするための資源のことをいい、債務者について、その財産・労務・信用の各面を総合的に考慮して支払能力の欠如を判定する。支払不能は客観的な状態であるから、表面上弁済していても、返済見込みのない借入れによって弁済しているに過ぎない場合は、客観的弁済能力が欠けるものと考えられている（東京地判平22.7.8参照）。

※一般的とは、総債務の弁済に対して、債務者の資力の欠如していることをいい、特定の債務について債務不履行があったとしても、それだけでは支払不能とは判定されない。

※継続的とは、一時的な支払中止や手元不如意（たまたま手元にない状態）を除くという意味である。

- 4.** 裁判例（東京地決平3.10.29）は、ゴルフ会員権販売会社が、プレー会員権を乱売して、会員に不法行為に基づく損害賠償請求権が発生していると目される場面で、間接事実に基づいて、債権総額が不明であるものの、ゴルフ会員権販売会社が支払不能に陥っていることを認めている。

- 5.** 裁判例（東京地判平19.3.29）は、支払不能か否かは、現実に弁済期の到来した債務について判断すべきであり、弁済期末到来の債務を将来弁済することができないことが確実に予想されたとしても、弁済期の到来した債務を現在支払っている限り、支払不能ということとはできないと判示している。

- 6.** 支払停止とは、弁済能力の欠乏のために弁済期の到来した債務を一般的かつ継続的に弁済することができない旨を外部に表示する債務者の行為をいう。支払停止があると、債務者の支払不能が推定される（破15条2項）。

※特定の債権者の請求に対し、支払いに応じないことを表明しても支払停止とはいえない。また、一時に多数の債務を請求されたり、一個の巨額な債務を請求されて支払いをすることができない旨を表示するのでもなければ支払停止とはいえない。一方、債務者が一般的に支払することができないと表示したときは、その後多少の支払いをしても支払停止とされる。

- 7.** 支払停止となる。なお、通常は銀行停止処分を招く2回目の不渡りをもって支払停止とするが、不渡り前後の事情等を考慮して1回目の不渡りで支払停止とされることもある。



- /  /  / 8. **A** 給与所得者である債務者が代理人である弁護士を通じ、債権者一般に対して債務整理開始通知を送付した行為が支払停止となるかについて説明しなさい。
- /  /  / 9. **A** 支払猶予が支払停止となるかについて説明しなさい。
- /  /  / 10. **A** 債務者が弁護士との間で破産申立ての方針を決定した行為が支払停止となるかについて説明しなさい。
- /  /  / 11. **B** 支払不能の状態にあることを直接認定する場合であっても、支払停止状態を認定する必要があるかについて説明しなさい。
- /  /  / 12. **B** 支払停止状態は、裁判時まで継続していなければならないかについて説明しなさい。
- /  /  / 13. **A** 債務超過について説明しなさい。
- /  /  / 14. **A** 債務超過の判断に当たり、保証人の資力を考慮してよいかについて説明しなさい。
- /  /  / 15. **B** 破産手続開始申立てと民事再生手続開始申立てが競合した場合の処理について条文を指摘しつつ説明しなさい。

8. **支払停止**となる（最判平24.10.19）。  
ただし、一定規模以上の企業、特に多額の債務を負い経営難に陥ったが、有用な経営資源があるなどの理由により再建計画が策定され窮境の解消が図られるような債務整理の場合においては、当該再建計画が合理的で実現可能性が高く、金融機関等との間で合意に達する蓋然性があるものであり、これに基づく弁済が予定されるため、支払の停止の判断には慎重になるべきとされる（須藤裁判官補足意見）。
9. 支払猶予については、一般的に支払停止に当たるものとされている。もっとも、裁判例（東京地決平23.11.24）は、支払猶予等を求める行為であっても、合理性のある再建方針や再建計画が主要な債権者に示され、これが債権者に受け入れられる蓋然性があると認められる場合には、支払停止ということができないとしている。
10. **支払停止とならない**（最判昭60.2.14）。  
∴債務の支払をすることができない旨を「外部」に表示する行為とはいえない。
11. **不要である**（東京高決昭33.7.5）。
12. 裁判時まで継続している必要はない。  
∴支払停止は、破産手続開始前の債務者の主観的行為（福岡高決昭52.10.12）であり、支払不能を推定し、立証の軽減を図るものである。
13. 債務超過とは、「債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう」（破16条1項かつこ書）。  
※債務の額には、弁済期未到来の債務の額も含む。支払不能と異なり、労務や信用については考慮しない。  
※資産の評価については、事業活動の継続中は、事業継続価値を基準とし、既に事業が停止してしまっている場合は清算価値を基準とすると考えるべきとされている。
14. 法人の破産原因としての債務超過の事実を確定するに際しては、その法人の財産をもって債務を完済することができるか否かを判断すれば足りる（東京高決昭56.9.7）。
15. 必要がある場合には破産手続の中止命令が発せられる（民再26条1項1号）。

- /  /  / 16. **B** 破産手続開始手続中に、再生手続開始決定がされた場合の処理について、条文を指摘しつつ説明しなさい。

- /  /  / 17. **B** 既に破産手続が開始されていた場合に再生手続申立てがあった場合の処理について、条文を指摘しつつ説明しなさい。

- /  /  / 18. **B** 既に破産手続が開始されていた場合に再生手続開始決定があった場合の処理について、条文を指摘しつつ説明しなさい。

第3章 破産手続開始申立て

- /  /  / 1. **B** 破産手続の申立権者について条文を指摘しつつ説明しなさい。

- /  /  / 2. **A** 別除権者に破産手続の申立権が認められるかについて説明しなさい。

- /  /  / 3. **A** 財団債権者に破産手続の申立権が認められるかについて説明しなさい。

- /  /  / 4. **A** 債権質の設定者に破産手続の申立権が認められるかについて説明しなさい。

- /  /  / 5. **B** 企業別労働組合と会社間で、事前の協議なくして会社が破産手続などを申し立てない、ということ約束していたにもかかわらず、これに反して破産手続開始申立てがされた場合の申立ての効力について説明しなさい。

16. 破産手続開始手続は当然に中止される（民再39条1項）。また、新たな破産手続開始申立てでもできなくなる（同条）。  
再生計画認可前に廃止などのために再生手続が終了すると、破産手続開始手続は続行することになる。再生計画認可決定の確定後に再生手続が廃止されることもある（民再194条）。この場合は職権で破産手続開始決定がなされ得る（民再250条1項）。

17. 裁判所は破産手続の中止を命じることができる（民再26条1項1号）。

18. 破産手続は中止される（民再39条1項）。

第3章 破産手続開始申立て

1. 債権者及び債務者に申立権が認められている（破18条）。ただし、特別規定として、破産者の類型ごとに破産法19条、224条、244条の4が、特殊な申立権を認めている。

2. 認められる（通説）。  
・別除権者は不足額があればその部分については一般破産債権として割合弁済を受ける利益があるし、不足額がなくても、破産手続進行中に別除権の放棄がされて担保権で担保されない破産債権が生じる可能性もある。

3. 認められない（通説）。  
・破産手続によって他の破産債権者となるべき債権者や破産者となるべき債務者について重大な利害関係が生じる一方、財団債権者となる債権者は自己の債権を弁済される（破151条）ため、不利益が大きくない。

4. 判例（最決平11.4.16）は、質権者が専ら取立権を有し（民法366条1項）、設定者は取立権を有しないことから（破100条1項）、質権者の同意がある等の特段の事情がない限り、申立権を否定する。

5. 裁判例（東京高決昭57.11.30）は、破産手続は総債権者の利益のための手続であるから、一部の債権者の利益のためにその申立てを制限されるとするのは相当でない、として申立てを有効とした。

- /  /  / 6. **B** 破産手続開始の申立て手続について条文を指摘しつつ説明しなさい。

- /  /  / 7. **B** 破産手続開始決定前の財産保全処分について条文を指摘しつつ説明しなさい。

- /  /  / 8. **B** 弁済禁止保全処分がなされた場合に債権者が給付訴訟を申し立てることができるかについて説明しなさい。

- /  /  / 9. **A** 強制執行等による中止命令について、条文を指摘しつつ説明しなさい。

- /  /  / 10. **B** 強制執行等による中止命令が財団債権にも及ぶかについて説明しなさい。

- /  /  / 11. **B** 強制執行等による中止命令が別除権にも及ぶかについて説明しなさい。

6. 破産手続開始の申立ては、管轄ある破産裁判所に対して書面である必要がある(破20条1項、規13～15条)。破産債権者が破産手続開始を申し立てるためには、自己の債権の存在及び破産手続開始原因の疎明が求められる(破18条2項)。また、申立人は手続費用の予納をする必要がある(破22条)。破産手続開始申立ての取下げは破産手続開始の決定前に限られる(破29条前段)。もっとも、既に利害関係人に影響を与えるような処分がされているのであれば、取下げには裁判所の許可が必要となる(破29条後段)。

7. 裁判所は、利害関係人の申立てにより、債務者の財産に関して処分禁止の仮処分などの必要な保全処分を命ずることができる(破28条1項)。代表的なものは弁済禁止保全処分である。弁済禁止保全処分に違反した場合、悪意の債権者に対する弁済は、破産手続との関係では無効である(破28条6項)。

8. 債権者から給付訴訟を申し立てることなどは禁止されない(最判昭37.3.23)。しかし、弁済されないことについて債務者の責めに帰すべき理由があることを前提として履行遅滞を主張することはできない(最判昭57.3.30参照)。

9. 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、強制執行等の手続の中止を命ずることができる(破24条1項本文)。※「必要があると認めるとき」とは、破産等の手続の進行により、開始決定までに破産者たる債務者の財産が散逸減少し、又は債権者間の平等が保たれず、破産手続の目的が達せられなくなるおそれが高い場合をいう。

10. 及ぶ。  
∵財団債権であっても、財団不足の場合は割合弁済となることも予定されている(破152条1項)し、財団債権に基づく個別執行等を否定する必要性が高い。

11. 及ばない。  
∵破産手続が開始されれば別除権となるべき担保権については破産手続によらずに権利を行使することができる(破65条1項)。